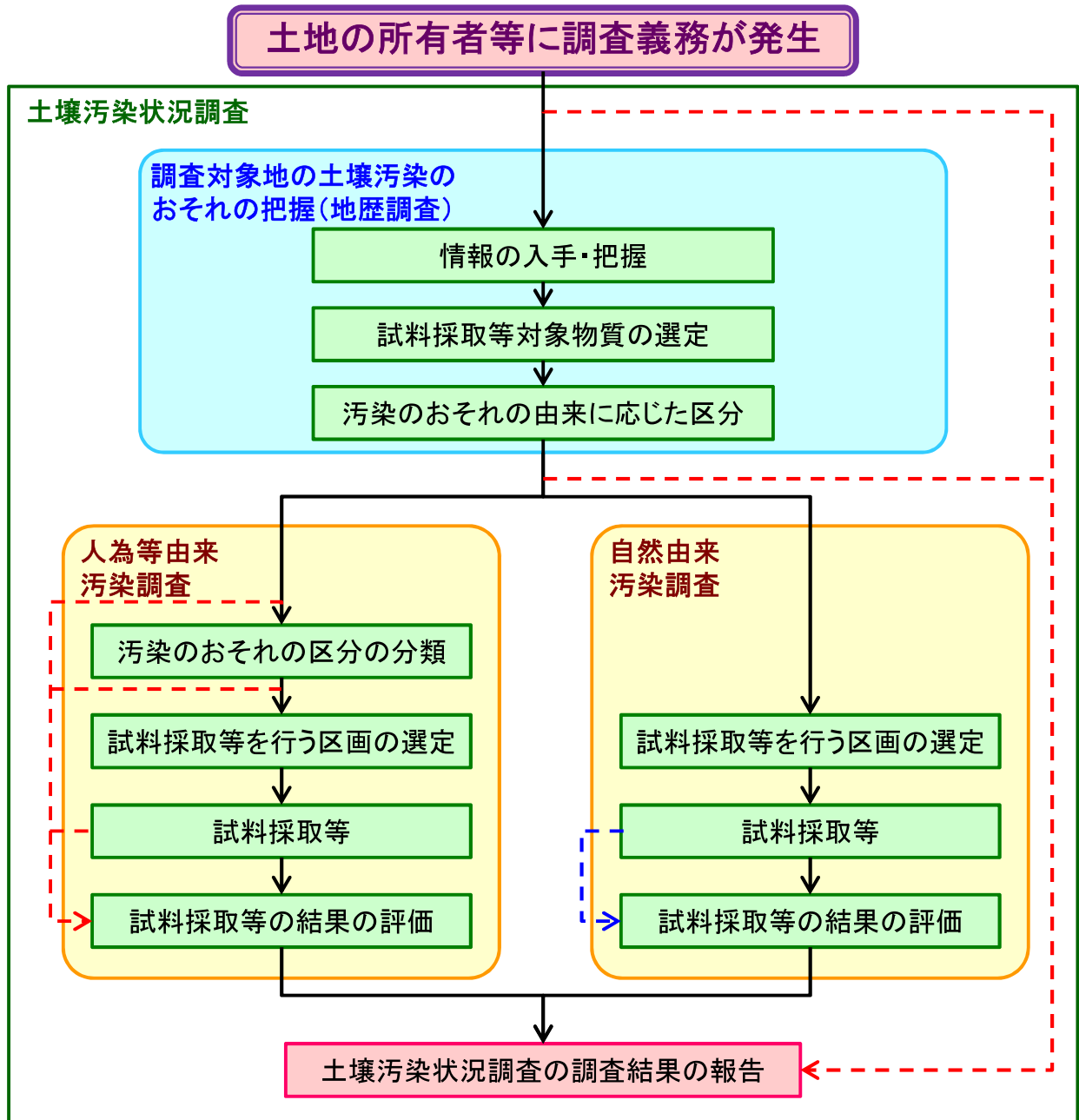


# 土壤汚染対策法第3条に基づく調査方法について



## 凡例

- 指定調査機関の手続き
- 土地の所有者等の手続き
- 調査の省略  
- - - - -> (第二溶出量基準及び土壤含有量基準に不適合とみなす)
- 調査の省略  
- - - - -> (土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に不適合とみなす)

※水面埋立て土砂由来汚染調査などについては省略した。

## ○問合せ先

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課  
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
 電話：011-211-2882 FAX：011-218-5108

# 1. 土壌汚染による健康リスク

## ①直接摂取によるリスク

### 土壌含有量基準

#### 全9物質

重金属等 9物質

一生涯70年間にわたり、  
1日100mgの土壌を摂取しても  
健康影響がないレベルに設定

## ②地下水摂取によるリスク

### 土壌溶出量基準

#### 全26物質

揮発性有機化合物 12物質  
重金属等 9物質  
農薬等 5物質

一生涯70年間にわたり、  
1日2Lの地下水を飲用しても  
健康影響がないレベルに設定

## 2. 措置

### ①直接摂取によるリスクに対する汚染の除去等の措置

措置の種類	通常の土地	盛土では支障がある土地*1	特別な場合*2	【凡例】 ◎講ずべき汚染の除去などの措置(指示措置) ○環境省令で定める汚染の除去等の措置(指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置)
舗装	○	○	○	
立入禁止	○	○	○	
盛土	◎	—	—	
土壌入換え	○	◎	—	
土壌汚染の除去	○	○	◎	

\*1 住宅やマンションで、盛土して50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生ずる土地

\*2 乳幼児の砂遊び等に日常的に利用されている砂場等や、遊園地等で土地の形質の変更が頻繁に行われ、盛土等の効果の確保に支障がある土地

### ②地下水の摂取等によるリスクに対する汚染の除去等の措置

地下水の基準超過がない場合は、「地下水の水質の測定」が指示措置となる。

措置の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		第二種特定有害物質 (重金属等)		第三種特定有害物質 (農薬等)		【凡例】 ◎講ずべき汚染の除去等の措置(指示措置) ○環境省令で定める汚染の除去等の措置(指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置)
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準		
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合	
地下水の水質の測定	○*1	—	○*1	—	○*1	—	
原位置封じ込め	◎	◎*2	◎	◎*2	◎	—	
遮水工封じ込め	◎	◎*2	◎	◎*2	◎	—	
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○	
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○	
遮断工封じ込め	—	—	○	○	○	◎	
不溶化	—	—	○	—	—	—	

\*1 土壌の特定有害物質による汚染状態が目標溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。

\*2 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要